

## **今後の小笠原諸島振興開発に関する論点の整理について**

- ・ 資料 3－1 小笠原諸島振興開発計画の成果と今後の課題
- ・ 資料 3－2 小笠原諸島振興開発計画における目標達成状況について
- ・ 資料 3－3 小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に向けた主な論点の整理について（案）
- ・ 資料 3－4 離島振興法の概要

## 小笠原諸島振興開発計画の成果と今後の課題(概要版)

	主な成果	残された課題
<b>小笠原諸島の自立的発展</b>	<p><b>産業の振興開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農道、漁港、共同利用施設など農水産業の基盤整備</li> <li>農水産業振興のための試験研究や技術開発等</li> </ul> <p><b>自然環境の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小笠原固有の希少種保全、在来植生の回復、外来種対策等</li> <li>陸域ガイドの創設やエコツーリズムの推進など、自然の保護と利用の両立</li> </ul> <p><b>観光の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園等観光開連施設の整備</li> <li>多様な観光客の開拓と新たな観光メニューの開発等</li> </ul>	<p><b>産業の振興開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業については、農地の流動化による農地の確保、効率的な出荷による収益拡大、生産技術研究による生産拡大等の取組が必要である。</li> <li>漁業については、担い手の育成・確保や共同利用施設整備等安定した漁業生産確保に向けた取組が必要である。</li> </ul> <p><b>自然環境の保全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界自然遺産登録時の勧告を踏まえ、在来植生の回復、新たな外来種の侵入・拡散防止対策、自然環境モニタリング等の一層の推進が必要である</li> <li>「自然との共生」に向けたエコツーリズムの更なる推進が必要である。</li> </ul> <p><b>観光の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界自然遺産登録後の観光の動向を見据えながら、観光PRの充実、観光施設の質的向上、農水産業との連携強化等の取組が必要である。</li> </ul>
<b>住民生活の安定及び福祉の向上</b>	<p><b>交通施設及び通信施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾・道路など島内交通施設の安全性・機能の向上及び景観に配慮した整備</li> <li>航空路の開設に向けた検討</li> <li>航路改善のため代替船建造に向けた検討</li> <li>海底光ケーブルの敷設及び敷設により実現した高度情報・通信環境の利活用</li> </ul> <p><b>住宅、生活環境施設、集落開発等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>父島浄水場の移転、浄水処理方法の見直し等の水質・水量の安定供給の取組</li> <li>生活排水処理施設の整備・改良や資源の循環利用の徹底等の衛生的な生活環境の維持や環境の負荷を軽減した循環型社会の構築</li> <li>母島高齢者住宅サービスセンターの開設</li> </ul> <p><b>保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉の連携強化を目指した父島診療所の複合施設化</li> <li>母島高齢者住宅サービスセンターの開設</li> </ul> <p><b>防災及び国土保全に係る施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防・地すべり対策による土砂災害防止対策の推進</li> <li>東南海・南海地震等の発生に伴う大規模津波対策として、二見港岸壁改修や父島浄水場の高台移転等の実施</li> </ul> <p><b>教育及び文化の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>父島小中学校の耐朽化対策等を検討していく必要がある。</li> </ul>	<p><b>交通施設及び通信施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小笠原村が最重要課題とする航空路については、引き続き、自然環境との調和に十分分配慮した航空路の開設について幅広く検討する。小笠原航空路協議会が実施するPI(パブリック・インボルブメント)活動により、情報公開を行しながら関係者間の円滑な合意形成を図る。</li> <li>利用者の多様なニーズを反映させた代替船建造に向けた協力、支援が必要である。</li> <li>港湾・道路は、今後、新たな被害想定に基づく防災計画のもと整備を進めが必要がある。</li> </ul> <p><b>住宅、生活環境施設、集落開発等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅政策の方針を検討するとともに、これを踏まえた小笠原住宅の建替等を検討する必要がある。</li> <li>母島の沖村浄水場等、老朽化施設の更新を進めが必要がある。</li> </ul> <p><b>保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の医療・保健・福祉水準を維持するため、人材・財源の確保に努める必要がある。</li> <li>老朽化した父島・母島保育園の建替とともに総合的な児童福祉サービスの提供を検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>防災及び国土保全に係る施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな被害想定に基づく村の地域防災計画等のもと、避難道路の整備や防災教育の強化などハード・ソフト両面にわたる対策の検討・実施が必要である。</li> <li>防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>教育及び文化の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>父島小中学校の老朽化対策等を検討していく必要がある。</li> </ul>

## 小笠原諸島振興開発計画の成果と今後の課題

計画項目	実施した主な施策	計画の進捗状況	今後の課題、取組の方向性
<b>1 土地の利用に関する事項</b>			
○ 無秩序な土地利用の防止、適切な集落形成や農地の確保 ○ 地籍調査の推進	○ 特別賃借権や土地利用の規制、誘導のあり方の検討 ○ 地籍調査：率単位で26.5%完了済み	・土地利用について、土地利用計画として、「集落地域・農業地域」「自然保護地域・その他地域」の4つの地域区分がなされているが、必ずしも地域区分に応じた土地利用がなされている。 ・地籍調査については着実に実施されている。	○ 適切な集落形成や農地の確保に向け、土地利用の規制、誘導のあり方を引き続き検討 ○ 農地の確保、流動化に向けた取組
<b>2 道路・港湾等の交通施設及び通信施設に関する事項</b>			
◇ <b>港湾</b> ○ 小笠原諸島にふさわしい景観への配慮 ○ 大規模津波等への対策 ○ 港内の安全性・利便性等の向上	○ 「小笠原(父島・母島)における景観に配慮した公共施設整備指針」に基づき、港の配慮 ○ 港存施設の機動船上・津波対策 ・父島二見港、母島沖港ともに整備が進み、安全性や施設機能の向上を図ってきた。現在は二見港の防波堤改良及び沖港の沿地(-5.0m)の整備を進めているところ。 ・二見港の動線改善について、ははじま丸の代替船計画の進捗との兼ね合いことで事業実施が保留となっている。今後、代替船建造に合わせ、港内全体の利用計画を検討する必要がある。 ・母島沖港、物揚場の整備(約3.0m)整備11m →係留施設の不足が解消 ・母島沖港 防波堤(波余)整備20m ・大型クレース船の大型化に対応した係船浮標の設置 ・大型船泊まりスープルの整備を進めているところ。	・港周辺の景観については、整備指針やガイドラインに基づき配慮している。 ・父島二見港、母島沖港ともに整備が進み、安全性や施設機能の向上を図ってきた。現在は二見港の防波堤改良及び沖港の沿地(-5.0m)の整備を進めているところ。 ・二見港の動線改善について、ははじま丸の代替船計画の進捗との兼ね合いことで事業実施が保留となっている。今後、代替船建造に合わせ、港内全体の利用計画を検討する必要がある。 ・母島沖港 防波堤(波余)整備20m ・大型クレース船の大型化に対応した係船浮標の整備を進めているところ。	○ 今後更新が予想されるおがさわら丸、ははじま丸の規格に合わせた港湾整備基本計画の見直し及び岸壁延伸等の対応 ○ 老朽化した岸壁等の補修による安全性の確保 ○ 引き続き、自然環境との調和に十分配慮した航路の開設について幅広く検討 ○ 小笠原航路協議会が実施するPI(ハイブリック・インボルブメント)活動により、情報公開を行ないながら関係者間の円滑な合意形成を図る。
◇ <b>航空路</b> ○ 本土との交通アクセスの改善のため、自然環境との調和に十分配慮した航空路の将来の開設の検討	○ 小笠原航路協議会を開催 (平成20年2月に設置し、これまでに5回の開催実績) ・自然環境への影響、費用対効果、運転操縦性、安全性、最新の技術開発等について、総合的に調査・検討を実施 ・PI実施計画書の策定	・小笠原航路協議会の設置により、関係者間で協議の場を持つとともに、航空路の検討については、最新の技術開発動向の把握に努め、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設に向けて実施していく。 ・引き続き、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設について幅広く検討を進めしており、各種調査・検討を継続して実施していく。	○ 引き続き、自然環境との調和に十分配慮した航路の開設について幅広く検討 ○ 小笠原航路協議会が実施するPI(ハイブリック・インボルブメント)活動により、情報公開を行いながら関係者間の円滑な合意形成を図る。
◇ <b>道路</b> ○ 景觀配慮や安全性・快適性等を向上させる対策の実施	○ 都道 ・道路幅、歩道設置、240号線・約380m、241号線・約440m ・災害防除・安全性向上 ・安全性向上 ・無電柱化:240号線・約730m(西町・東町) →景観整備 ○ 杖道 ・道路改良:コベーベ線改良 768.8m ・災害防除:宮之浜線等4箇所	・ほぼすべての事業者が計画どおり実施されている。父島衝環線上については、奥村夜明小曲線(長谷地区)の開通により、車両の円滑な通行が可能となった。また、主要な集落である奥村へ扇浦間には括弧による歩道設置が難ねえった。歩行者の安全な通行が可能となりました。 ・母島沖港北側線につけては、南進線の開通により、全線の通行が可能となった。道路災害防除については、道路防災総点検や山岳斜面点検の結果を踏まえ、計画的に斜面の防災対策を実施し、通行の安全性を向上させた。	○ 道路改修(歩幅・歩道設置)及び災害防除の継続実施による安全性・快適性・アクセシビリティ機能の向上 ○ 引き続き、自然環境との調和に十分配慮した航路の開設について幅広く検討 ○ 同協議会において、小笠原航路協議会の開設し、船内サービスの向上や代替船建造について協議され、平成23年3月に「小笠原諸島航路における航路改善計画」が策定された。 ・同計画に基づき、ははじま丸代替船について、小笠原航路部会を目指して検討している。また、小笠原航路は、小笠原町漁港唯一の交通手段としての次代の定期船のあり方について協議を開始するなど、村民生活の安定など産業振興のため、引き続き航路改善に向けた取組を推進している。
◇ <b>航路</b> ○ 利用者の利便と産業の振興を図るため、航路の改善を検討	○ 平成22年度に「東京都離島航路改善協議会」を設置 ・平成23年3月 小笠原諸島航路における航路改善計画を作成 →代替船建造について検討	・小笠原航路等の離島航路について、その維持・活性化を図るため、平成22年度に国が事務局となり、「東京都離島航路改善協議会」が設置された。 ・同協議会において、小笠原航路改修について協議され、平成23年3月に「小笠原諸島航路における航路改善計画」が策定された。 ・同計画に基づき、ははじま丸代替船について、小笠原航路部会を目指して検討している。また、小笠原航路は、小笠原町漁港唯一の交通手段としての次代の定期船のあり方について協議を開始するなど、村民生活の安定など産業振興のため、引き続き航路改善に向けた取組を推進している。	○ 利用者の利便と産業の振興を図るため、航路の改善を検討

計画項目	実施した主な施策	計画の進捗状況	今後の課題、取組の方向性
◇情報通信 ○海底光ケーブルの整設及びそれを活用した地上波テレビ放送のデジタル化への対応、インターネットサービスのプロードバンド化	○海底光ケーブルの整設 ○木村が事業主体となり海底光ケーブルを活用したケーブルテレビ事業及びインターネット接続サービスを開始	・脚域イントラネット基盤施設整備事業として、平成21～22年度に、海底光ケーブルの整設を行うとともに、海底光ケーブルを活用した地上波テレビ放送のデジタル化への対応、インターネットサービスのプロードバンド化を図ってきた。 ・海底光ケーブル敷設後は、整備された高度情報通信環境を、遠隔医療システムを始め小笠原振興に寄与する様々な分野で活用できるよう検討している。	○小笠原振興に寄与する様々な分野で活用 ○海底光ケーブル敷設により実現した高度情報通信環境を、機械向と環境負荷への軽減（浄化槽） ○コミュニケーション・プラント整備区城においては、生活排水処理設置推進
3 農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項	◇農業 ○農道、水利施設、農協共同利用施設等農業関連施設の整備 ○試験研究及び農業技術の改善・普及 ○農地の流動化を図り、農地の確保の推進 ○畜産者、農業従事者の確保 ○認定農業者制度の創設→農業従事者の確保 ○遊休農地の解消に向けた農地の再整備→農地の確保 ◇水産業 ○東南海・南洋海等の発生に伴う大規模津波等への対策として既存防波堤施設の強化 ○漁船の安全な停泊場の確保のための防波堤新設 ○試験研究及び漁業技術の改善・普及 ○水産業従事者の確保 ○船舶用船台、漁船修理施設、船員厚生施設整備 ○木造ヒンヤーにおける種苗生産システム整備 →効率的・継続的な種苗生産技術の確立	・農道や灌漑施設などの農業基盤整備は、概ね計画どおり進んでいる。 ○粗い手に対する鉄骨ヘビス等生産施設整備→生産性の向上 ○垂熱帶農業センターによる安定生産技術開発や小笠原ブランドの定着普及 ○認定農業者制度の創設→農業従事者の確保 ○遊休農地の解消に向けた農地の再整備→農地の確保 ○防波堤(改良)(197m)→施設の耐津波性の向上 ○防波堤(新設)設計 →防波堤(新設)整備に向けた調査設計の実施 ○共同利用施設の整備 ：漁船用船台、漁船修理施設、船員厚生施設整備 ○木造ヒンヤーにおける種苗生産システム整備 →効率的・継続的な種苗生産技術の確立	・農業基盤整備、生産体制整備、粗い手の育成の継続実施 ○各種試験研究、技術改善、普及により、農業生産性の向上や畜産振興等を行っている。 一方で要因としては横ばいであり、生産額が伸び悩んでおり、要因としては、生産条件が横ばいであること、農地の面積が少ないことなどがあげられる。今後、安定的に収穫・輸送が可能な施設整備や販売・流通方法等について検討が必要となっている。 ○二見港整備： ・東南海・南洋海地震の発生に伴う津波の影響による被害防波堤の被災を未然に防ぐため、既設防波堤の改良(補強) ○観光業との連携を強化し、地産地消のしくみづくりや本土における販路拡大に向けた取組の推進 ・港内の静穩度を確保し、漁船の安全な停泊場の確保するため、防護堤を新設 ○農業生産額の増加及び新たな手堅保のための、農地造成を始めた農地の確保・流動化に向けた取組 ○二見港整備： ・東南海・南洋海地震の発生に伴う津波の影響による被害防波堤の被災を未然に防ぐため、既設防波堤の改良(補強) ○観光業との連携を強化し、地産地消のしくみづくりや本土における販路拡大に向けた取組の推進 ・港内の静穩度を確保し、漁船の安全な停泊場の確保するため、防護堤を新設 ○未利用資源の開拓、地魚の有効活用等 ○地産地消の拡大・活用、養殖等の技術開発 ○共同利用施設整備等を通じた漁業支援、後継者の育成、確保
4 住宅等の整備・開発・医療の確保等に関する事項	◇住宅 ○老朽化した小笠原住宅の建替えの推進 ○シロアリによる家屋等への被害の防止 ○小笠原住宅：住宅改善(修繕・耐震診断)等の実施(父島・母島) →居住環境の維持・向上 ○シロアリ総合対策により、父島住み分け地域内において成果	・小笠原住宅の今後のあり方にについては検討を行っているところであり、平成22年には「小笠原住宅の今後のあり方検討会」が開かれた。今後は小笠原全島の調査を、平成24年には「シロアリ総合対策」が実施される。 ○住宅政策のあり方検討を踏まえつつ、小笠原住まいの方に向けた一定の方向性を示していく予定である。 ○シロアリ総合対策を実施し、特に父島住み分け地域内において成果を挙げた。 ・母島の集落に近い岬脇谷において、イエシロアリの生息が確認された緊急対策を実施した。家屋等への被害を防止するため、重点的な対策の継続が必要となっている。	・小笠原住宅の今後のあり方にについては検討を行っているところであり、平成22年には「小笠原住宅の今後のあり方検討会」が開かれた。今後は小笠原全島の調査を、平成24年には「シロアリ総合対策」が実施される。 ○住宅政策のあり方検討を踏まえつつ、小笠原住まいの方に向けた一定の方向性を示していく予定である。 ○シロアリ総合対策を実施し、特に父島住み分け地域内において成果を挙げた。 ・母島の集落に近い岬脇谷において、イエシロアリの生息が確認された緊急対策を実施した。家屋等への被害を防止するため、重点的な対策の継続が必要となっている。
◇簡易水道 ○老朽化した父島・母島浄水場の建替えの推進 ○水質・維持管理等の総合的な観点から浄水処理方法の見直し ○水質の確保、老朽化した施設の更新及び機能向上	○父島浄水場の建替えは平成27年度供用開始予定 ○清水処理方法については、トリハロ前駆物質の除去を可能とする代替性イオナ・交換樹脂(MIEX)を採用 ○父島において導送水施設整備6,036m、配水池更新2基を施工、 水質・水量の安定供給に寄与	・父島・母島ともに浄水場が老朽化していることから、父島・母島浄水場の建替え・改修や、水源の確保、設備の更新・機能向上に取り組んできた。 ○父島浄水場は、東南海・南洋海等の発生に伴う大規模津波等への対策として、高台に移転することとし、現在、平成27年度供用開始を目指し、建設工事を実施している。 また、大質・水量の安定供給を図り、浄水処理方法については、トリハロ前駆物質の除去を可能とする代替性イオナ・交換樹脂(MIEX)を採用するこにより、導送水施設・整備などの施設整備・更新を進めている。	・父島・母島ともに浄水場が老朽化していることから、父島・母島浄水場の建替え・改修や、水源の確保、設備の更新・機能向上に取り組んできた。 ○父島浄水場は、東南海・南洋海等の発生に伴う大規模津波等への対策として、高台に移転することとし、現在、平成27年度供用開始を目指し、建設工事を実施している。 また、大質・水量の安定供給を図り、浄水処理方法については、トリハロ前駆物質の除去を可能とする代替性イオナ・交換樹脂(MIEX)を採用するこにより、導送水施設・整備などの施設整備・更新を進めている。
◇生活排水処理 (1)尿處理施設 ○コミュニケーション・プラント整備区城においては、生活排水処理機械向と環境負荷への軽減（浄化槽） ○木島・管更生、管路改修の改良及び送水管の耐震化	○父島・管路改修のため、汚水ポンプ・プロワのインベータ化及びマンホールの構造改良を実施 ○木島・管更生、管路改修の改良及び送水管の耐震化 ○コミュニケーション・プラント整備区城外においては、浄化槽の設置推進	(1)尿處理施設 ○父島・管路改修のため、汚水ポンプ・プロワのインベータ化及びマンホールの構造改良を実施 ○木島・管更生、管路改修の改良及び送水管の耐震化 ○コミュニケーション・プラント整備区城外においては、浄化槽の設置推進	・コミュニケーション・プラント区城においては、管渠更正など生活排水処理機械の向上を図るとともに、汚泥の減量対策を進めるとなど環境負荷への解消を行ってきた。 また、他の区域においては、既設浄化槽の更新や、新築住宅への浄化槽設置を行ってきた。 今後は、これらの取組の引き続き推進し、清潔な生活環境づくり及び自然保全のため、公共用水域の水質汚濁防止や汚泥量対応策に努めていく必要がある。

計画項目	実施した主な施策	計画の進捗状況	今後の課題、取組の方向性
△ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ分別施設等の耐用年数等に応じた計画的な改修・更新</li> <li>○ごみの減量及び資源の循環利用の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の延命を図るとともに、ごみの減量化及び資源の循環利用を徹底するなど循環型社会の構築に努めてきた。</li> <li>○予防保守の徹底による施設の長寿命化</li> <li>○東なる循環推進のため父島リレーセンターの整備を検討</li> <li>○本土との広域循環による循環社会の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な循環型社会構築の推進のため、資源循環推進環境のため父島リレーセンターの整備を検討</li> <li>○アスベスト対策、産業廃棄物処理を検討（父島リレーセンター整備、父島クリーンセンター長寿命化工事、民間間及び本土間の広域資源循環の推進）</li> </ul>
△社会福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○父島に福祉・医療の複合施設を整備</li> <li>→ 福祉と医療の重複が図られる一定の介護サービスの水準確保</li> <li>○母島に高齢者在宅サービスセンターを建設・開設</li> <li>○島外患者に対する介護給付サービスを提供</li> <li>○児童施設に関する基礎調査の実施</li> <li>→ 新たな品質基準による介護サービスの水準を整備</li> <li>○児童施設における基盤整備の実施</li> <li>○児童施設に係る基盤整備の実施</li> <li>→ 新たな品質基準による介護サービスの水準を整備</li> <li>○児童施設としての整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉相互連携強化、サービス基盤の整備を図るため、平成22年に、父島に福祉・医療の複合施設を整備、母島に高齢者在宅サービスセンターを建設・開設した。</li> <li>○児童施設に係る基盤整備の実施</li> <li>○児童施設としての整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の医療福祉水準を確保するための人材確保</li> <li>○診療所の管理運営に係る財源の確保</li> <li>○老朽化した父島・吐島保育園の建替を検討</li> </ul>
<b>5 自然環境の保全、公害の防止に関する事項</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希少種8種の保護・増殖、系統保存</li> <li>○父島列島：マツギの駆除</li> <li>→ 駆除地化した植生の復元、在来植生の回復</li> <li>○南島：外来植物駆除 → 在来植生の回復</li> <li>○ノヤギを駆除した豊島列島、父島列島の自然環境変化の抑制</li> <li>○南島、石門においては、自然環境モニタリングの実施</li> <li>→ 適正な環境利用の実現を目指す</li> <li>○自然がいた養成・適正な利用のルール策定、自然環境モニタリングの実施</li> <li>○小笠原諸島世界自然遺産登録PR事業、</li> <li>→ 自然環境の保全と観光利用の両立を軸として、増加する旅行者への意識路整備を実施</li> <li>○陸域ガバイン制度の創設、エコツーリズムの推進</li> <li>○自然公園の園地・歩道施設の改修（3園地・8路線）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産登録に向け、小笠原固有の希少種保全、外来種対策、自然環境の保護及び生態系回復に取り組んできた。</li> <li>今後は、こうした取り組みを継続的に実施するうえに、世界遺産登録時のIUCN（国際自然保護連合）からの勧告を踏まえ、厳格な環境配慮や観光管理を行なう。世界的に貴重な自然環境の保全に向け、更なる取組の徹底が求められる。</li> <li>また、今後は、自然保全と両立を図ながら、いかに振興開発を行つべきかが課題であり、環境影響調査を実施するうえで、事務部門からの意見を踏まえ、適切な自然保全措置を取りながら振興開発事業を執行していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希少種保護のため、傷害鳥獣に対する医療に係る技術指導等の体制整備</li> <li>○IUCN勧告を踏まえた厳格な環境配慮の実施等の対応</li> <li>○在来植生の回復、外来種対策の実施、自然環境モニタリングの継続実施</li> <li>○自然公園施設の整備・改修の推進（6園地・6路線歩道）</li> <li>○振興開発と自然保全の両立（公共事業の適正なチェックのためのしくみづくり）</li> <li>○「自然との共生」に向けたエコツーリズムの更なる推進が必要である。</li> </ul>
<b>6 防災、国土保全に関する施設の整備に関する事項</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小笠原固有の希少種保全の推進</li> <li>○外来種対策の推進</li> <li>○自然景観の保護及び植生回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠原諸島は台風の常襲地帯であることを踏まえ、砂防・地すべり対策などの防災・国土保全事業を行つてきた。</li> <li>また、二見港岸壁改修や島内排水等の養生に伴う大規模津波等への対策として、二見港岸壁改修や島内排水等への対策</li> <li>歩道整備などのハート整備に加え、避難訓練の実施等を行つてきただ。</li> <li>今後は、砂防、地すべり対策、道路の災害防除等の防災対策事業に引き続き取り組むとともに、新たな被害想定に基づくハート・ソフト面における対応を検討・実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな被害想定に基くハート・ソフト両面における対応</li> <li>○避難施設・道路検討、建物検討（避難施設、建物調査）</li> <li>○防災拠点等への再生可能エネルギーの導入を推進</li> <li>○砂防、地すべり対策、道路の災害防除等の防災対策事業の推進</li> </ul>
<b>7 教育、文化に関する事項</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂防・地すべり対策の実施</li> <li>○島民・観光客等の安全確保</li> <li>○浸水予測図の作成、総合的な津波災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂防（八瀬川上流3支川）→土石流に対する安全性の向上</li> <li>○防災・減災活動の実施</li> <li>○浸水予測図に基づいた津波の移転</li> <li>○避難訓練の実施、避難標識の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父島の小中学校の建替えについて、歴史・平和学習の実施</li> <li>○海洋資源活用等の検討</li> <li>○小笠原小中学校の建替えの検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境等を取り入れた郷土学習や平和学習の推進、国際理解教育の推進</li> <li>○老朽化した父島の小中学校の建替えの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南洋踊りを始めとした小笠原特有の教材資源・地域人材等を活用した教育活動の実施</li> <li>○硫黄島訪島事業及び修学旅行を通じた歴史・平和学習の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父島の小中学校の建替えに可能となつたため、更新時期が延滞された。</li> </ul>

計画項目	実施した主な施策	計画の進捗状況	今後の課題、取組の方向性
<b>8 銀光の開発に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な観光客層の開拓と新たな観光メニューの開発</li> <li>○ 観光客受入態勢の充実</li> <li>○ 観光業・他産業との連携強化</li> <li>○ 観光情報の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外旅行者受入体制整備事業、外国人旅行者誘致促進実証実験、エコツーリズムにおける観光資源モニタリングの開発実験</li> <li>○ エコツーリズム全体構想の策定</li> <li>→全体構想の策定作業の中で自然観光資源の整理を行い、新たな観光メニューづくりを検討</li> <li>○ 小笠原村観光局の設置 →本土におけるメディア対応、イベント対応の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産登録地として、エコツーリズムを推進するなどとともに、観光振興と将来にわたり維持すべき貴重なる自然環境の保全との両立に十分配慮しながら、多様な観光客層の開拓と新たな観光メニューの開拓、観光客受入態勢の充実化、観光業・他産業との連携強化、観光情報収集の質的変化などに取り組んできた対応</li> <li>今後は、世界自然遺産登録後の銀光の動向を見据えながら、銀光PROの充実、観光施設の質的向上、各種レベルの見直し、農水産業との連携の推進などに取り組む必要がある。</li> <li>○ 観光の質的变化を踏まえた対応（観光PRの充実、観光施設の質的向上、各種レベルの見直し、農水産業との連携の推進）</li> </ul>
<b>9 国内、国外の地域との交流の促進に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外の地域との交流</li> <li>○ 教育旅行の誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 友好市町、世界遺産に同時に登録された平野町との交流 ○ 都立高校修学旅行の受入開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南アレフス市町など友好市町や、世界遺産に同時に登録された平野町との交流をもつてきました。今後は引き続き地域間交流を促進するとともに、環境教育の推進に努めていく必要がある。</li> <li>○ 地域間交流の促進</li> <li>○ 教育旅行誘致事業の継続実施</li> <li>○ 環境教育の推進</li> </ul>
<b>10 振興開発に寄与する人材の育成に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島おこし地域づくりを担う人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カイド養成講座の実施、隣域ガイド制度の創設 ○ ビジターセンターを中心とした小笠原の最新情報の提供、利用マナー・保護のしくみの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な自然環境などの地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進するため、ガイド養成講座の実施、隣域ガイド制度の創設など、島づくり・地域づくり人材の育成に取り組んできました。</li> <li>今後は、引き続き地域の担い手の育成においてもともに、医療・福祉サービスの維持・向上のため、医療・福祉に係る人材の育成に努める必要がある。</li> <li>○ 医療・福祉に係る人材の育成</li> <li>○ 地域の担い手の育成</li> <li>○ 地域学習の充実</li> </ul>
<b>11 関係者間における連携、協力の確保に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 振興開発に寄与する人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外来種対策事業等における地元NPO団体との協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興開発に寄与する人材の育成、多様な関係者が連携・協力でべき環境の整備として、外来種対策事業等における地元NPO団体との協同に取り組んできました。</li> <li>今後も、この連携の強化に努めいくとともに、振興開発と自然保全の両立を図るために、世界自然遺産の管理機関との連携を強化する必要がある。</li> <li>○ 振興開発と自然保全の両立を目的とした関係機関との連携</li> </ul>
<b>12 旧島民の帰島の促進、振興開発に必要な事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰島を希望する旧島民の帰島の促進</li> <li>○ 金融対策、各種調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転轄谷地区の農業団地における入植者受入、農業指導等の支援 ○ 小笠原諸島生活再建資金貸付、生活物資輸送費補助、生産物貨物運送費補助、旧島民帰島生活再建資金貸付、旧島民荷物輸送費補助の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰島を希望する旧島民の受入に対応するため、転轄谷地区の農業団地における農業指導等の支援を行うなど環境整備を行ってきました。また、住民生活の安定及び産業の振興のため、生活費補助金・食料、生活物資輸送費補助、生産物貨物運送費補助、旧島民帰島荷物輸送費補助を行ってきました。</li> <li>今後も、こうした取組を行っていくとともに、旧島民の帰島の促進についてでは、高齢化など状況の変化を踏まえた検討を行っていく必要がある。</li> <li>○ 確黄島旧島民対策事業 ・確黄島旧島民の高齢化等の状況の変化を踏まえた 対応の検討</li> <li>○ 島民生活の安定化・物価の安定等 ・各種補助事業の継続実施</li> </ul>

## 資料 3-2

平成 25 年 2 月 19 日  
東京都

### 小笠原諸島振興開発計画における目標達成状況について

現行の小笠原諸島振興開発計画において、施策の検証や事業の着実な実施のため、以下の目標を設定、計画期間中に中間的な評価を行い、施策や事業執行に反映していくこととされている。

このため、本審議会において、各目標の中間報告（平成 23 年度末時点）を行う。

#### ○ 現行の小笠原諸島振興開発計画における目標

指標	基準		目標 (平成 25 年度)
農業産出額	平成 16~19 年(平均)	101,808 千円	120,000 千円
年間漁獲量	平成 10~19 年(平均)	505 t	510 t
年間入込客数	平成 16~20 年度(平均)	21,236 人	26,500 人
教育旅行者数	平成 17~20 年度(平均)	7 件 300 人	11 件 550 人
クルーズ船入港数	平成 16~20 年度(平均)	6 隻 2,440 人	7 隻 3,000 人

#### ○ 各目標の達成状況

##### ● 農業産出額

目標(25 年)	基準(16~19 平均)	21 年実績	22 年実績	23 年実績
120,000 千円	101,801 千円	110,291 千円	115,311 千円	121,690 千円

- ・ 小笠原の農業は、規模が小さいこと、高齢化や後継者不足による労働力減少、台風の常襲地帯という気象条件などから、近年の生産額は伸び悩んできた。
- ・ 生産額は、平成 19 年に約 9 千万円まで低下したが、パッションフルーツやマンゴー等の果樹類の伸びとともに回復傾向にあり、平成 23 年度実績においては目標値を超えており、今後も安定化を図ることで目標達成が期待される。
- ・ 今後は、施設栽培化など生産環境の整備により農業経営の安定化を図るとともに、農地の流動化と基盤整備の充実による新規就農者の受け入れや経営規模の拡大を図っていく必要がある。

##### ● 年間漁獲量

目標 (25 年)	基準(10~19 平均)	21 年実績	22 年実績	23 年実績
510t	505t	506t	504t	442t(速報値)

- ・ 以前は、ハマダイやアカハタ等の底魚類を対象とした底魚一本釣りが中心だったが、マグロの縦縄漁業の開発・導入により、漁獲の主流は、カジキやメバチマグロ等の広域回遊魚に移行。

- ・平成17年以降、かじき類が好漁だったため、全体の漁獲量、漁獲金額を押し上げたが、平成21年度は減少に転じた。
- ・新規就業者数は増加しているが、平成23年は荒天による出漁日数の減少等から漁獲量が減少した。

### ●年間入込客数

目標(25年度)	基準(16~20平均)	21年度実績	22年度実績	23年度実績
26,500人	21,236人	21,384人	19,720人	32,551人

- ・平成23年6月の世界自然遺産登録により来島者が大幅に増加しており、世界遺産登録による認知度向上の効果は絶大であることが数字でも証明された。
- ・世界遺産に登録された他地域の事例を見ると、登録により増加した来島者を持続させることは非常に困難であり、来島者数の減少をいかに小幅なものに抑え、遺産登録以前の来島者数を上回った水準で維持させることができるかが今後の課題である。

### ●教育旅行者数

目標(25年度)	基準(17~20平均)	21年度	22年度	23年度
11件・550人	7件・300人	10件・317人	20件・780人	19件・909人

- ・積極的な誘致事業に加え、都立高校の修学旅行誘致が可能となったこともあり増加傾向にある。
- ・世界遺産登録効果もあって、大学のゼミや専門学校等の少人数の教育旅行が増加傾向にあり、件数は目標の2倍に近い数字となっている。
- ・また、学年単位の大人数の修学旅行も平成23年度は2件実施されたことから、教育旅行者数の増加も顕著である。

### ●クルーズ船入港数

目標(25年度)	基準(16~20平均)	21年度	22年度	23年度
7隻・3,000人	6隻・2,440人	5隻・2,044人	2隻・658人	14隻・5,646人

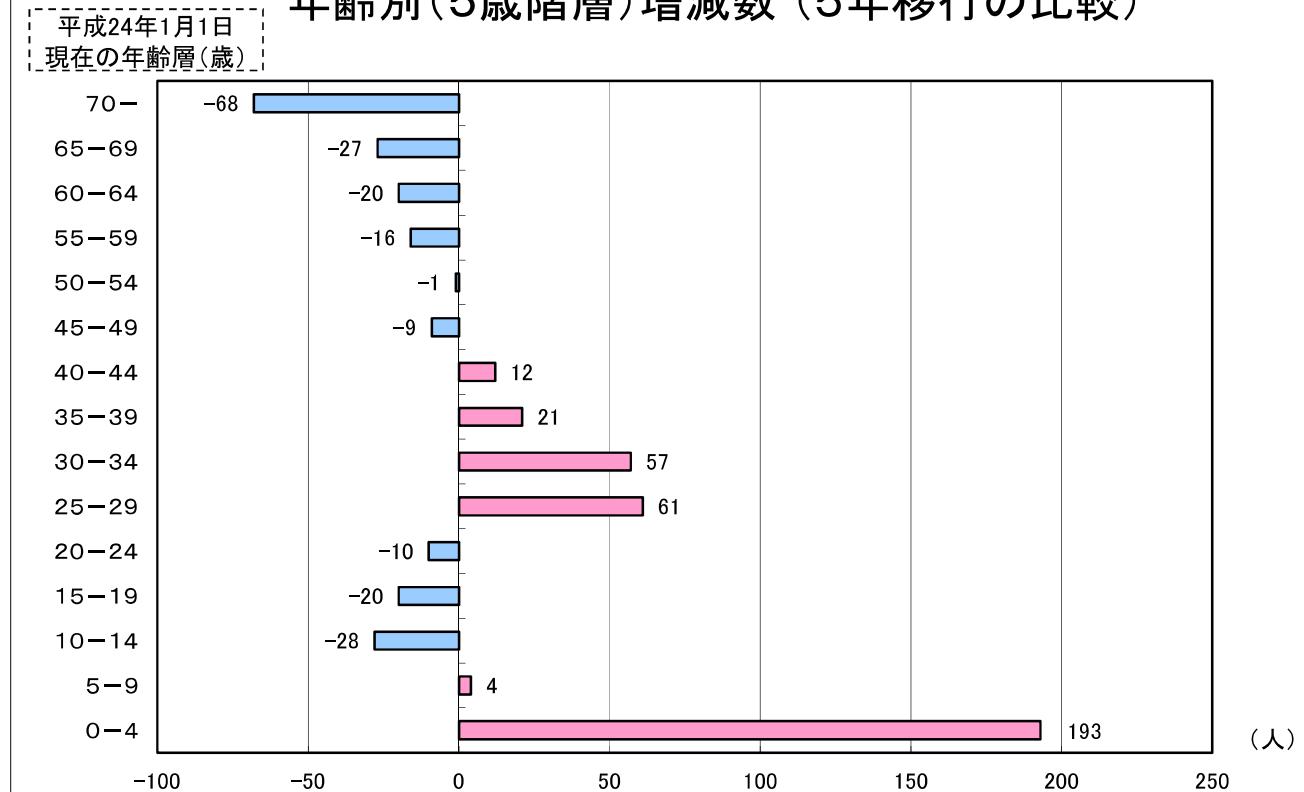
- ・観光クルーズ船の来島者数の増加は定期船よりも更に顕著であり、例年2,500人程度であったが、平成23年度はその2倍を超える数字となっている。
- ・クルーズの目的地としても世界自然遺産小笠原諸島が広く認知され、客船会社が小笠原クルーズツアーを増加させてていることが大きな要因となっている。

小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に向けた主な論点の整理について（案）

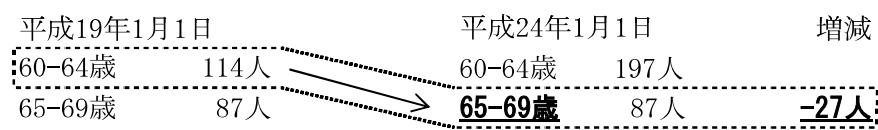
平成25年2月19日  
国土交通省国土政策局

主な論点		検討の方向性など	
国家的役割の増大	経済水域確保の必要性 ・大陸棚限界委員会勧告において、小笠原諸島を起点とする大陸棚の延長が承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>領有権主張のため、有人離島である重要性は増大しており、我が国の排他的經濟水域の約3割を確保している小笠原諸島における振興開発に対する特別措置の意義は特に高い。</li> <li>国境対策として周辺海域の監視・管理体制の強化が必要</li> </ul>	
海洋權益等をめぐる近隣諸国との摩擦が顕在化	海洋資源確保の必要性 ・南鳥島周辺海域においてレアースを豊富に含む泥が発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋權益の保全の取り組みの実施及び必要な拠点整備が必要</li> </ul>	
世界自然遺産登録	平成23年6月、世界遺産委員会において、世界自然遺産への登録が決定 ・侵略的外来種対策・環境影響評価・観光管理等を継続的に実施するよう勧告を受けた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然遺産の価値を守り継承していくために、保全・再生事業及び外來種対策事業の継続的な実施等、人と自然が共生する取り組みが必要</li> </ul>	
離島振興法の改正	平成25年4月より改正離島振興法が完全施行予定 ○改正のポイント ・離島の国家的国民的役割をより明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>同法の趣旨のうち、小笠原諸島の状況に鑑みて該当する点等の抽出及び小笠原諸島振興開発特別措置法への適用を検討する必要</li> <li>・離島振興の目的として、居住するものがない離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに定住の促進を明記</li> </ul>	
引き続きの課題	小笠原諸島の地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情については、通信ネットワーク環境の向上等、一部改善された分野もあるが、引き続き交通アクセス手段の改善をはじめ、医療福祉サービスの安定的な供給、住宅事情の改善等、旧島民の高齢化など、自立発展や定住の促進を図るための克服すべき課題が未だに多く存在 ※【参考】年齢別増減数（5年移行の比較）	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記を旨とする基本理念及び国が責務を有する旨を規定</li> <li>・継続的に、小笠原諸島の自立的発展、住民生活の安定及び福祉の向上のための対応が必要 ・特に、東日本大震災の発生、南海トラフ巨大地震への対応等をふまえ、震災対策により積極的に取り組む必要 ・一方、世界自然遺産への登録を受け、従前以上に自然環境の保全等と整合を図りながら実施する必要 ・長く住み続けることのできる環境整備のため、高齢者を念頭に置いた医療・福祉対策を充実させる必要 ・硫黄島旧島民対策事業については、高齢化等の状況の変化を踏まえた対応の検討が必要</li> </ul>	

## 年齢別(5歳階層)増減数(5年移行の比較)



(グラフの見方)



※平成19年の60-64歳世代が5年後の平成24年に65-69歳に移行する間の増減数

### ▼ 平成19年1月1日から平成24年1月1日の間の増減内訳

	増加	減少	増減
自然動態	180 (出生)	49 (死亡)	131
社会動態	1,577 (転入)	1,559 (転出)	18
合計	1,757	1,608	149

### ▼ 人口増加分析

- 20代、30代を中心とした生産年齢人口・子育て世代の転入が顕著。
- 自然増加（自然動態の増減[出生-死亡]が131人）によるところが大きい。

### ▼ 人口減少分析

- 小笠原村の医療では対応できず内地で継続的な治療が必要な疾患にかかるなどの理由により、内地へ転居せざるを得ないような事情による転出が見られる。
- 入所施設の整備により高齢者の転出を一部抑えている（平成25年1月時点で9名入所）ものの、医療福祉への将来不安などによる高齢者の転出が見られる。
- 内地への高校・大学等への進学や就職による10代の転出が多い。

### ▼ その他

- 小笠原村の地理的特性から国や東京都から多くの公務員が赴任しているが、定数や家族構成はそれほど変化がないと思われるが、増減への影響は大きくないと考えられる。

## 離島振興法の概要

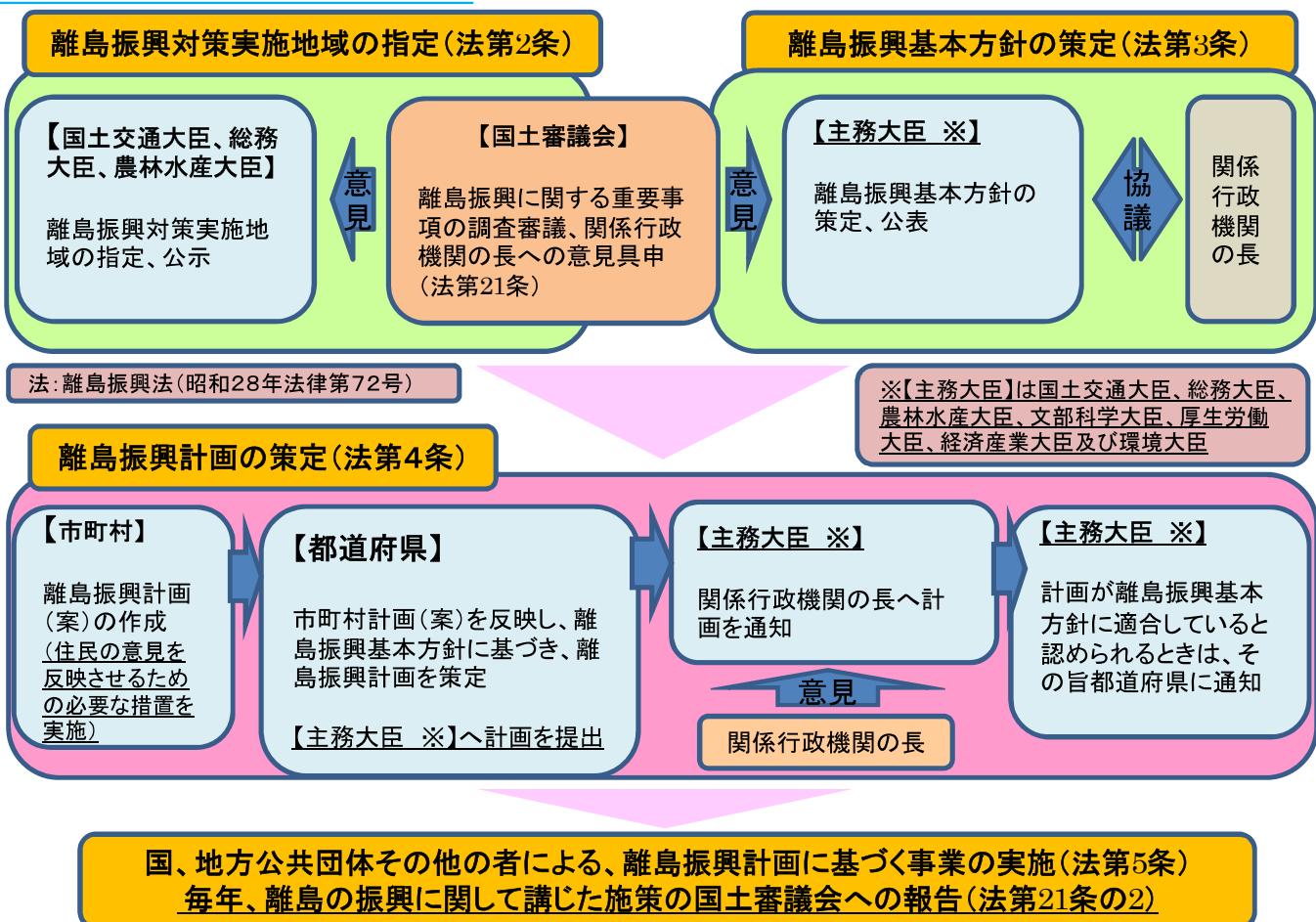
### 1. 制定及び改正の経緯

- ① 離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- ② 改正離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行される予定

### 2. 離島振興法の目的

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、人口減少の長期継続、高齢化の進展など、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図り、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もつて無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与

### 3. 離島振興法の体系



## 4. 離島振興法に係る施策及び特例措置等

### ■補助率の嵩上げ(法第7条)

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、消防機械器具施設(1項)
- ・災害復旧事業(4項)
- ・簡易水道(5項)
- ・他の政令による特例措置(海岸・土地改良等)(6項)
- ・教員住宅等(7項)

### ■離島活性化交付金等事業計画(法第7条の2~4)

- ・離島活性化交付金等事業計画の作成、当該計画に基づく交付金等の交付等及び活性化に資する事業等の公表

### ■医療の確保等(法第10条)

- ・診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療等への補助等
- ・妊婦支援等(配慮事項)

### ■税の特例(法第19、20条)等

(国税の特例措置(19条))

- ・所得税・法人税の特別償却

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(20条))

- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

### ■配慮事項等(法第6、8、9、10条の2~18条)

- ・離島振興に必要な財政上の措置等(6条)

- ・公共事業予算の明確化(6条の2、3)

- ・地方債への特別配慮(8条)

- ・資金確保その他の援助(9条)

- ・介護サービス確保等(10条の2)

- ・高齢者福祉増進(11条)

- ・保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減(11条の2)

- ・交通の確保、人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化(12条)

- ・情報流通円滑化及び通信体系充実(13条)

- ・農林水産業、その他の産業の振興(14条)

- ・就業促進(14条の2)

- ・生活環境整備(14条の3)

- ・教育充実、高校等未設置離島高校生の通学支援等、公立高等学校教職員定員への特別配慮(15条)

- ・地域文化振興(16条)

- ・観光振興及び地域間交流促進(17条)

- ・自然環境保全再生(17条の2)

- ・エネルギー対策推進(17条の3)

- ・防災対策推進(17条の4)

- ・農地法、自然公園法等における配慮(18条)

### ■離島特別区域制度整備(法第18条の2)

- ・地域の創意工夫を活かした離島の振興を図るため制度の創設を総合的に検討

### ■その他の措置等

- ・財源の確保の検討(附則4条)、防災機能強化のための財政上の措置等(附則5条)、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討(附則6条)